

「2017年合格目標 LEC 工藤道場 合格レスキューFINAL」から
第49回社労士試験【選択式】安衛法 空欄Dの出題が論点的中しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM17113 p.47 安衛-018]

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は①_____その他業務に起因する②_____を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の③_____を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(解答 ① → 作業行動)

解答 ② → 危険性又は有害性等

(解答 ③ → 財政力)

的中!

本試験出題はこうでした!

第49回 社労士試験 問題
【選択式】 労基法及び安衛法 【空欄D】

- 3 労働安全衛生法第28条の2ではいわゆるリスクアセスメントの実施について、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する (第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による を除く。)を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めている。

解答 → ⑦危険性又は有害性等